

# 麻薬のしおり

(卸売販売業用)

令和7年1月改訂版

千葉県健康福祉部薬務課

## 目 次

|                      |      |
|----------------------|------|
| 麻薬取扱い自己チェックリスト       | (1)  |
| 第1 麻薬卸売業者            | (2)  |
| 第2 麻薬の取扱い            |      |
| 1 管理及び保管             | (2)  |
| 2 帳簿                 | (3)  |
| 3 半期報告               | (5)  |
| 4 譲り渡し及び譲り受け         | (6)  |
| 5 譲受証及び譲渡証           | (9)  |
| 6 廃棄                 | (11) |
| 7 事故                 | (12) |
| 第3 免許申請等手続き          |      |
| 1 免許申請               | (13) |
| 2 免許証の記載事項の変更及び役員の変更 | (19) |
| 3 免許証の再交付            | (20) |
| 4 免許の返納              | (20) |
| 5 業務廃止               | (22) |
| 6 免許が失効した場合等の措置      | (22) |
| 第4 監督                | (24) |
| 第5 Q & A             | (25) |
| 問い合わせ先               | (28) |

本書は、「平成12年11月9日付け医薬麻第2060号」（麻薬卸売業者における麻薬取扱いの手引き）を基本に、千葉県における麻薬及び向精神薬取締法の解釈及び同法に係る行政指導について記したものである。その他の国からの通知、行政実例等については（カッコ）で記した。更に、行政指導に該当する部分については（指導事項）、審査基準に該当する部分については（審査基準）と記した。

## 凡例

法＝麻薬及び向精神薬取締法

政令＝麻薬及び向精神薬取締法施行令

規則＝麻薬及び向精神薬取締法施行規則

住所・氏名＝自然人についてのもの

所在地・名称＝自然人以外（例：法人、施設等）についてのもの

代表者印＝法人の代表者の実印（法務局に登録している代表取締役印等）

定款等＝定款又は寄付行為

行政指導＝千葉県行政手続条例に規定される行政指導

審査基準＝行政手続法に規定される審査基準

## 麻薬取扱い自己チェックリスト

### 1 麻薬取扱者免許（→本編 P13～）

- ☐ 麻薬卸売業者免許証を所持しているか。
- ☐ 免許証の記載事項（業務所名称、開設者の氏名・住所等）に変更は無いか。
- ☐ 免許証のき損・亡失は無いか。

### 2 帳簿（→本編 P3～）

- ☐ 帳簿は品目ごとに口座を設けてあるか。
- ☐ 帳簿に必要な項目があり、必要な事項を記載してあるか。
- ☐ 帳簿と保管庫内の麻薬と照合してあっているか。
- ☐ 閉鎖した帳簿は2年間保管されているか。

### 3 譲渡証・譲受証（→本編 P8～）

- ☐ 譲渡証・譲受証は2年間保管してあるか。

### 4 麻薬保管庫（→本編 P2～）

- ☐ 保管庫は業務所内にあるか。
- ☐ 保管庫は基準を満たした堅固な設備か（金庫室）。
- ☐ 保管庫には麻薬以外の医薬品は入れていないか。

## 向精神薬取扱い自己チェックリスト（参考）

### →向精神薬保管庫

- ☐ かぎのかかる設備に保管してあるか。（向精神薬についてはロッカー、引き出し、かぎのかかる施設・部屋等は可。ただし、麻薬金庫は除く。）

### →記録

- ☐ 購入・譲渡の記録（納品伝票、仕切り書等）、及び廃棄の記録（メモ等）が2年間保管されているか。（ただし、第一種向精神薬、第二種向精神薬のみ対象。）

※このチェックリストはあくまで簡易版なので、必ず「麻薬のしおり」の本編を熟読すること。

※このチェックリストには向精神薬についても参考として載せてあるが、取扱いの詳細については「向精神薬のしおり」（別冊）があるので、そちらを確認すること。

## 第 1 麻薬卸売業者

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(16) 麻薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

医薬品卸売販売業の開設者は、業務所ごとに免許を受けなければ、麻薬を譲り受け、譲り渡すことはできない。従って、業務所の移転や開設者が変更した場合には、新規での免許申請手続きが必要となる。

## 第 2 麻薬の取扱い

### 1. 管理及び保管

第 3 4 条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

第 7 0 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の懲役若しくは 2 0 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(9) 第 3 4 条の規定に違反したとき

#### (1) 管理

- ① 麻薬の管理とは、麻薬を自己の支配下におき、本来の目的以外の用途に用いられることのないよう、その譲り受けが行われた時点から払い出し、消費に至るまですべての取扱いについて掌握することである。具体的には、麻薬の譲り受け、保管、払い出し等の掌握をいい、これらは原則として麻薬帳簿を用いて記録することになる。
- ② 管理薬剤師は、麻薬の譲り受け、払い出しがあった場合には速やかに帳簿に記載すること。また、定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行うこと。（指導事項）

#### (2) 保管庫

- ① 麻薬取扱者が所有し管理する麻薬は、その業務所内において、鍵をかけた堅固な設備（保管庫）内で貯蔵して保管しなければならない。したがって、たとえ保管庫を設置した場合であっても、業務所外で保管することはできない。
- ② 麻薬卸売業者に求められる堅固な設備とは、施設基準を満たした金庫室をいう。  
(「第 3 免許申請手続き」参照。)
- ③ 業務所の事務机、ロッカー、引き出し等は、たとえ鍵がかかる場合であっても、麻薬保管庫とは認められない。（昭和57年4月20日 薬麻第241号）
- ④ 麻薬保管庫の設置場所は、盗難防止の観点から、人目につかず、関係者以外の者の出入りが無い場所を選ぶことが望ましい。（平成12年11月9日 医薬麻第2060号等）

- ⑤ 麻薬保管庫内には麻薬と覚醒剤しか保管することはできず、向精神薬や覚醒剤原料等その他の医薬品と一緒に保管することはできない。したがって、仕切りや箱等を使用して、麻薬と他の医薬品とを区別できるようにしたとしても、麻薬を他の医薬品と同一の保管庫で保管することはできない。
- ⑥ また、麻薬保管庫内には、現金、書類等も保管しないことが望ましい。これは、麻薬保管庫の開閉を必要最小限にするためである。（指導事項 昭和31年1月19日 薬収第45号）
- ⑦ 麻薬保管庫を増設したり、交換する場合の手続きは特に必要ないが、設備基準、指導事項等については既存の麻薬保管庫と同様である。

## 2. 帳簿

第37条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (2) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- (3) 第35条第1項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (11) 第37条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき
- (12) 第37条第2項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかったとき

### 【施行規則】

第54条 法第37条第1項に規定する帳簿は、墨又はインキを用いて記載しなければならない。

麻薬帳簿については、以下のことに注意して、万年筆、ボールペン等で記載すること。なお、パソコンで帳簿を管理する場合は、パソコン上にデータを保存するだけでなく、定期的に印刷し保管すること。（昭和57年5月31日 薬麻第305号、平成3年6月13日 薬麻第522号）

- ① 管理薬剤師は、麻薬業務所に帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。
  - ア 譲り受け、譲り渡し又は廃棄した麻薬の品名、数量、その年月日
  - イ 譲り受け、譲り渡しの相手方の氏名又は名称及び住所
  - ウ 事故により届け出た麻薬の品名、数量、その年月日
  - エ その他在庫の残量、譲り受け・譲り渡した麻薬の製品番号、「免許失効による麻薬譲渡届」により譲り受けたときの詳細、廃棄した場合の立会者の記名押印、署名等についても帳簿の管理上記載することが望ましい。（指導事項）
- ② 帳簿は、最終記載の日から2年間保存しなければならない。
- ③ 麻薬の用途が一見して明確となるように記載することが望ましい。（指導事項）
- ④ 帳簿の記載は、受入・払出毎に行い、常に残量を明確にしておくこと。（指導事項）
- ⑤ 使用期限切れ等の理由により麻薬廃棄届を提出した場合は、県職員の立会により麻薬を

廃棄するまでは、帳簿から差し引かないこと。

- ⑥ 必要に応じて補助簿を作成すること。なお、その場合は、必ず本帳簿との整合性を保つこと。

#### 帳簿記入例（指導事項）

ア 帳簿は品目別に作成すること。

イ 譲り受け、譲り渡しのあった都度必ず記載すること。

ウ 譲り受け、譲り渡しの単位は、封が施されている容器の個数で記載すること。

エ 譲り受け、譲り渡した相手方の氏名、住所及び麻薬の製品番号を備考欄に記載すること。

オ 受入麻薬については、譲り受けの相手方の氏名、住所、及び麻薬の製品番号を記載すること。

カ 帳簿記入例において、「〇〇保健所 署名 □□□□」とあるのは保健所職員による署名を指しており、「立会者 署名 □□□□」とあるのは当該麻薬業務所従業員による署名を指している。なお、当該麻薬卸売業者に勤務する職員が立会者となる場合には、署名のほか、記名押印等でも差し支えない。

キ 譲り受けの日付は、帳簿には譲渡証の日付を記載し、備考欄に現品が実際に届いた日付を記入すること。（平成 21 年 3 月 麻薬等関係質疑応答集）

#### [例 1]

##### 〈注射液について〉

| 品 名     | ナルベイン注 2mg |    |     | 単 位                                                                                                  | A |
|---------|------------|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 年月日     | 受入         | 払出 | 残量  | 備 考                                                                                                  |   |
| 2.7.1   |            |    | 20  | 前帳簿から繰越                                                                                              |   |
| 2.8.1   |            | 10 | 10  | 〇〇病院（千葉市〇区×—×）<br>製品番号××××××                                                                         |   |
| 2.10.10 | 100        |    | 110 | 〇〇株式会社（千葉県〇〇市〇〇×—××<br>（麻薬元卸売業者））から購入。<br>製品番号××××××                                                 |   |
| 3.1.15  |            | 1  | 109 | 〇〇病院（千葉市〇区△△）<br>譲渡立会時に 1A 破損を確認。<br>3.1.15 事故届提出。（全量回収不可）<br>3.1.15 汚損した 9A について廃棄届。<br>立会者 署名 □□□□ |   |
| 3.2.22  |            | 9  | 100 | 3.1.15 付け麻薬廃棄届により廃棄。<br>〇〇保健所 署名 □□□□                                                                |   |

〈錠剤について〉

| 品 名       | MSコンチン錠 (10mg) |    |     | 単 位                                                  | 箱 (100T) |
|-----------|----------------|----|-----|------------------------------------------------------|----------|
| 年月日       | 受入             | 払出 | 残量  | 備 考                                                  |          |
| 2. 10. 1  | 2 0            |    | 2 0 | 〇〇〇〇株式会社（神奈川県〇〇市×－×<br>（麻薬元卸売業者））から購入。<br>製品番号×××××× |          |
| 2. 10. 12 |                | 2  | 1 8 | 〇〇薬局（千葉県〇〇市〇〇×－××）<br>製品番号××××××                     |          |

### 3. 半期報告

第46条 麻薬卸売業者は、半期ごとに、その期間の満了後15日以内に、前条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

「第45条

（1）期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（2）その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（3）期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数」

2 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その期間の満了後五十日以内に、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

（2）第46条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

半期報告の作成にあたっては、提出の時期ごとに薬務課から報告様式等を送付するので、それを参考にすること。

#### 手続き 半期報告

- ・ 令和〇〇年上半期 麻薬卸売業報告書
- ・ 令和〇〇年下半期 麻薬卸売業報告書

#### 4. 譲り渡し及び譲り受け

第24条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

3 麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5 麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

6 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

第26条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。

3 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者は、第24条の規定により禁止される麻薬の譲渡しの相手方となってはならない。

第30条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、厚生労働省令の定めるところにより、麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

4 前3項の規定は、第24条第10項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

第31条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「（麻）」の記号及び次に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。ただし、第24条第10項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

（1）輸入、製造、製剤又は小分けの年月日

（2）成分たる麻薬の品名及び分量又は含量

（3）その他厚生労働省令で定める事項

第62条 同一人が二以上の麻薬営業者若しくは大麻草栽培者の免許を有する場合又は麻薬営業者若しくは大麻草栽培者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。

第66条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第69条第4号若しくは第5号又は第70条第5号に規定する違反行為をした者を除く。）は、7年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該違反行為をした者は、1年以上10年以下の懲役に処し、又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（5） 第30条第1項から第3項まで又は第31条の規定に違反したとき

#### （1）譲り渡し

① 麻薬の譲り渡しについては、法令上厳しく規制されている。

② 原則として麻薬卸売業者は、同一県内に業務所のある次の者に譲渡することができる。

ア 麻薬卸売業者

イ 麻薬小売業者

ウ 麻薬診療施設の開設者

エ 麻薬研究施設の設置者

ただし、厚生労働大臣の譲渡許可を受けた場合はこの限りではない。譲渡許可の手続きについては直接地方厚生局麻薬取締部が窓口となる。（巻末「問い合わせ先」参照。）

③ なお、免許失効により麻薬業務所でなくなった場合は、他の施設に麻薬を譲渡することができるが、手続きは「第3 6. 免許が失効した場合等の措置」を参照すること。

④ 麻薬卸売業者は、同一開設者の二次店、支店、出張所等を介して麻薬を譲渡することもできるが、これらの店舗もそれぞれ麻薬卸売業者免許を取得する必要がある。

（平成21年3月 麻薬等関係質疑応答集Q78）

⑤ 免許を有さない営業所であっても、免許を有する自社の麻薬業務所のために、請求伝票、領収書の発行、代金回収、支払い等の業務を行うことは、差し支えない。（平成2年8月22日 薬発第852号）

⑥ 麻薬の譲渡にあたっては、麻薬卸売業者が譲渡先の麻薬業務所へ麻薬を運ぶこと。その際、注射剤については両方で破損等を確認すること。（指導事項 平成21年3月 麻薬等関係質疑応答集Q73）

⑦ 麻薬紛失防止の観点から、輸送に当たって郵送等の手段をとることは望ましく無く、原則は上記⑥のとおりだが、相手方が遠隔地にある等やむを得ない事情がある場合は、下記のように盗難・誤配送防止の手段を講じた上で郵送等すること。（指導事項 平成13年5月7日 医薬監麻発第538号）

ア 梱包

- ・ 梱包は容易に破損、破傷等しないものであること
- ・ 梱包は外側から麻薬含有医薬品が見透せないものであること
- ・ 梱包には麻薬含有医薬品であることが分かるような表示をしないこと
- ・ 梱包は、必ず厳重に封をし、輸送途中において開封が起こらないようにすること

## イ 輸送方法

- ・ 発送者が責任を持って依頼できる信頼性の高い輸送機関であること
  - ・ 臨時的に契約する輸送機関は使用しないこと
  - ・ 発送者及び輸送機関は、互いに輸送担当責任者を置くこと
  - ・ 配送先ごとの輸送経路が画定されており、着荷時刻が安定していること
  - ・ 施錠のできる貨物室を有する車両を使用すること
  - ・ 可能な限り医薬品以外の物との混載を避けること
  - ・ 輸送中に盗難等の事故が発生しないよう、十分な監視態勢がとられていること
- ⑧ 県境に近い病院や薬局であっても、県外の麻薬業務所へ譲渡することはできない。
- ⑨ 麻薬の譲渡の相手方については、麻薬取扱者免許証を確認すること。（指導事項）
- ⑩ 麻薬施用者免許証及び麻薬管理者免許証の記載事項に変更が生じても免許自体は無効とはならないので、免許証の記載事項変更届の手続き前又は手続き中に麻薬を販売することは差し支えない。
- ⑪ 麻薬管理者変更手続き中など、相手方の麻薬管理者不在中に麻薬の注文があった場合には、応急の措置として当該麻薬診療施設に所属する麻薬施用者の資格をもって譲渡することは差し支えない。この場合は、院長等の責任ある立場にある麻薬施用者の資格であることが望ましい。
- ⑫ 相手方の麻薬取扱者免許について疑義が生じた場合には、薬務課まで問い合わせること。

## （２）譲り受け

- ① 麻薬の譲り受けについても、法令上厳しく規制されている。
- ② 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者、大麻草栽培者以外の者は、原則として、麻薬を譲り受けることはできない。
- ③ 麻薬卸売業者が麻薬を購入できるのは、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸業者、及び県内の麻薬卸売業者からに限られている。（購入の際の譲渡証・譲受証については、「５．譲受証及び譲渡証」参照。）
- ④ 同一の開設者が２つ以上の業務所を開設し、麻薬卸売業者の免許を受けている場合であっても、麻薬は、それぞれの業務所ごとに購入しなければならない。
- ⑤ 麻薬卸売業者免許証の記載事項に変更が生じても免許自体は無効とはならないので、免許証の記載事項変更届の手続き前又は手続き中に麻薬を購入することは差し支えない。
- ⑥ 在庫の麻薬注射剤に破損が確認された場合には、破損分については麻薬事故届を提出すること。また、麻薬卸売業者は封かんをしたままでなければ譲渡できないので、残りの分については麻薬廃棄届を提出し、廃棄すること。（「６．廃棄」、「７．事故」参照。）

## 5. 譲受証及び譲渡証

第32条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）及び大麻草栽培者（次項において「麻薬営業者等」という。）は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第24条第10項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 麻薬営業者等は、前項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該麻薬営業者等は、当該譲受証の交付を受けたものとみなす。

3 第1項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）は、当該交付又は提供を受けた者において、交付又は提供を受けた日から2年間、保存しなければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（6）第32条第1項の規定による譲受証の交付を受けないで、又はこれと引き換えしないで麻薬を交付したとき

（7）第32条第1項の規定による譲渡証を交付しないで麻薬を交付したとき

（8）第32条第1項の規定による譲受証若しくは譲渡証に虚偽の記載をし、又は同条第3項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をしたとき

（9）第32条第3項の規定に違反したとき

### 【施行規則】

第12条 法第32条第1項に規定する譲受証及び譲渡証は、それぞれ別記様式による。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

第12条の2 法第32条第2項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 麻薬営業者等の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業者等の閲覧に供し、当該麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第32条第2項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあっては、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録す

る方法)

(2) 電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう、) に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

(1) 麻薬営業者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること

(2) ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること

3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

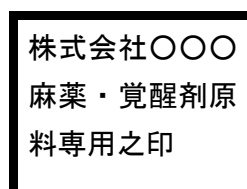
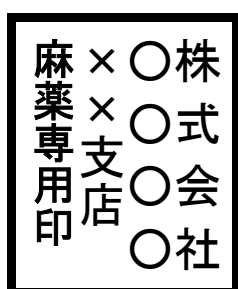
第12条の3 法第32条第3項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第1項第1号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第2号に掲げる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録されたものをいう。

麻薬卸売業者は、麻薬を麻薬元卸売業者等から譲り受ける場合、及び、麻薬取扱者へ譲り渡す場合は、次のことに注意すること。

- ① 麻薬を譲り受ける側から譲り渡す側へは譲受証を交付し、麻薬を譲り渡す側から譲り受ける側へは譲渡証を交付して麻薬を譲渡・譲受すること。
- ② 譲受証は、譲受人が作成し押印しなければならない。この場合、印鑑は代表者印 (麻薬卸売業者が個人の場合は認印、法人の場合には代表者印) 又は麻薬専用印を作成し、押印しなければならない。

なお、この麻薬専用印の印影は特に定めはないが、それが麻薬関係の手続き専用でそれ以外には使用しないものであり、かつ、紛らわしくないものが望ましい。(指導事項)

※麻薬専用印の例：



- ③ 譲受証、譲渡証は2年間保存しなければならない。
- ④ 麻薬注射剤を麻薬取扱者 (麻薬卸売業者は除く。) に譲り渡す際には、両者が立ち会い開封して破損の有無を確認すること。破損品を発見した場合は、麻薬卸売業者が事故の届出をすること (「8. 事故」参照)。この場合の麻薬譲渡証、譲受証、麻薬帳簿の処理は次のとおりである。

例：注射剤１０Ａ購入時に１Ａ破損があった場合

麻薬譲渡証、譲受証の数量欄を９Ａに訂正する。

麻薬帳簿の払い出し欄に９Ａと記入し、その備考欄に「１Ａ払い出し時破損。

ＲＯ．Ｏ．Ｏ 事故届提出」と記録する。（指導事項 昭和29年9月13日 薬麻第258号）

- ⑤ 麻薬卸売業者は販売する際に、適正な麻薬取扱者であることを確認するため、麻薬取扱者免許証等の確認をすること。（指導事項）

## 6. 廃棄

第２９条 麻薬を廃棄しようとする者は、廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。

第７０条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役若しくは２０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（４）第２９条の規定に違反して麻薬を廃棄したとき

廃棄に関する届出は、医薬品卸売業者の開設者が行う必要があるので、開設者が法人の場合は、定款等に記載された法人名及び代表者名（例：株式会社の場合は代表取締役）を記名すること。なお、押印は不要とする。

- ① 麻薬を廃棄しようとするときは、原則として、あらかじめ麻薬廃棄届を提出し、麻薬取締員又は保健所の職員（以下「県職員」という）の立会いの下で廃棄しなければならない。手続きが完了するまでは従前通り管理、保管すること。なお、廃棄後は、県職員が麻薬帳簿に廃棄した旨記載し、署名又は記名押印をすることとなる。
- ② 上記①の対象となる麻薬の例としては、次のとおりである。
- ・ 期限切れ、汚染等の理由で譲渡できなくなった場合
  - ・ 業務廃止、開設者死亡などに伴い譲渡する見込みがなくなった場合
  - ・ 流出事故等で一部滅失した麻薬のうち一部回収できた場合
  - ・ その他、譲渡する見込みがなく不要となった場合
- ③ 廃棄の際に、併せて麻薬等の立入検査をする場合がある。（「第４．監督」参照）
- ④ 廃棄方法は回収困難な方法でなければならず、具体例としては次のとおりである。
- ・ 錠剤、カプセル剤等：乳鉢、粉碎機等で粉碎後放流、又は焼却
  - ・ 坐剤、散剤等：湯等で溶解後放流（※坐剤は界面活性剤を混入する）、又は焼却
  - ・ 経皮吸収型製剤：ハサミ等で細断後廃棄物として廃棄、又は焼却
  - ・ 液剤、注射剤等：内溶液を放流
  - ・ 乱用防止製剤：粘着力の強いガムテープなどで錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして通常の医薬品と同様に廃棄、または焼却
- ⑤ 廃棄について不明な点がある場合には、事前に薬務課まで問い合わせること。

### 手続き 麻薬廃棄届

- ・ 【別記様式１３】麻薬廃棄届

## 7. 事故

第35条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに当該麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、都道府県知事に届け出なければならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(10) 第35条1項若しくは第2項の規定による届出に当たり、虚偽の届出をしたとき

第71条 第35条第1項若しくは第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ① 麻薬の紛失、所在不明等があった場合は、業務所内の搜索、原因解明等の調査を尽くすこと。この調査の結果、明らかに事故であると判明した場合は、速やかに「麻薬事故届」を薬務課へ提出すること。なお、事故届の事項中「事故発生の状況」については、盗難又は所在不明の場合は詳細に記載すること。この場合、別紙を用いることは差し支えない。（指導事項 平成2年8月22日 薬発第852号）
- ② 事故届の届出義務者は医薬品卸売業者の開設者なので、開設者が法人の場合は、定款等に記載された法人名及び代表者名（例：株式会社の場合は代表取締役）を記名すること。なお、押印は不要とする。
- ③ 盗難の場合には、警察署に盗難届等を提出すること。（指導事項）
- ④ 液剤・注射剤については、こぼれたものをティッシュ等で拭きとった分についても回収したことにはならず、滅失扱いとなるので、事故届の提出が必要になる。
- ⑤ 手続きに不明な点がある場合には、速やかに薬務課まで問い合わせること。
- ⑥ 事故の内容が紛失、所在不明、盗難等の場合は、事故調査及び立入検査を行うことがある。（「第4. 監督」参照）

### 手続き 事故届

- ・【別記様式16】麻薬事故届
- ・事故発生状況詳細（届出書の記載欄に書ききれない場合）

### 第3 免許申請等手続き

#### 1. 免許申請

第3条 麻薬卸売業者の免許は都道府県知事が、麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

(5)麻薬卸売業者の免許については、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者又は医薬品医療機器等法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの

3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

(1)第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

(2)罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者

(3)前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、当該違反行為があつた日から2年を経過していない者

(4)心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(5)麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(7)法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(8)暴力団員等がその事業活動を支配する者

第5条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。

#### 【施行規則】

第1条 法第3条第1項の規定により、麻薬卸売業者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。

第1条の2 法第3条第3項第4号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の3 都道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

## 麻薬関係申請書類・届出の提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班 あて

- ① 麻薬卸売業者免許は、医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けた者又は卸売販売業の許可を受けた者が、業務所ごとに免許を受けるものである。従って、同一開設者が複数の業務所で麻薬を取り扱う場合には、その全ての業務所で免許を受けなければならない。
- ② 在庫麻薬の所有権等は麻薬卸売業者免許を受けた当該業者の開設者に属することから、麻薬卸売業者免許は権利能力が無ければ受けることができない。従って、申請者は自然人又は法人に限られる。現在、法人格の無い団体（権利能力無き社团）で申請者となりうる団体は存在しない。  
なお、権利能力無き社团の具体例としては、任意団体、組合（ただし、個別法令で法人格が付与されたものは除く。）、有限責任事業組合（いわゆる「LLP」）等がある。（審査基準）
- ③ 麻薬卸売業者免許は業務所（営業所）毎に受けるものであることから、営業所が移転した場合や、開設者が変更した場合には、新規での申請が必要となる。
- ④ 卸売販売業の許可の新規申請を行う場合で、麻薬卸売業者免許も同時に申請するときは、卸売販売業許可前であっても書類を提出することは差し支えない。その場合には、申請書に「申請中」と記載すること。なお、麻薬卸売業者免許の具体的手続きは卸売販売業許可が下りてから開始されるので、日程等について注意すること。
- ⑤ 麻薬卸売業者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までである。なお、「免許の日」とは、免許の有効期間の始期の年月日をいう。  
（例：令和4年1月1日が有効期間の始期の場合には、その日から令和6年12月31日までが免許の有効期間となる。）
- ⑥ 免許の有効期間満了後も引き続き麻薬を取り扱う場合は、更新手続きとして、有効期間が満了する前に改めて申請をする必要がある。この場合、**同様の申請内容であったとしても、新規申請と全く同じ書類を添付しなければならないので注意すること（特に診断書）**。なお、更新手続きは、毎年10月頃から申請を受け付けている。
- ⑦ 申請書類には、申請者が個人の場合には個人の署名又は記名を、法人の場合には、法人名及び代表者の記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ⑧ 申請者が法人の場合は、「業務を行う役員」全ての診断書が必要となる。ここでいう「業務を行う役員」の範囲は個々の法人の設立根拠法令により判断されるが、基本的な考え方としては、次のとおりである。なお、**代表取締役、代表理事等、対外的代表権を有する法人の代表者は、当然に「業務を行う役員」に含まれる。**（審査基準）

ア 「設立根拠法令の規定により役員全員が代表権を有する法人」にあつては、定款等で定められた役員全員。（ただし、下記イに該当する場合はこの限りでない。）

イ 「設立根拠法令の規定により定款等で代表者を定めた場合には、その代表者が代表権を有する法人」にあつては、「定款等で定めた代表者」及び「麻薬に係る業務を行う役員」

全員。(ただし、役員が無限責任を負う法人は除く。)

ウ 「設立根拠法令の規定により定款又は寄付行為で代表権を制限できる法人」にあつては、「定款等で麻薬に係る業務を行わないと定めた理事」を除いた理事全員。

エ 「設立根拠法令の規定により代表者を定めなければならない法人」にあつては、「定款等で定めた代表者」及び「麻薬に係る業務を行う役員」全員。

※「業務を行う役員」の範囲の具体例

| 種 類 |                                           | 定款等で代表者を定めた場合、又は定款等で代表者の権限を制限した場合における業務を行う役員 | 定款等で代表者を定めていない場合における業務を行う役員 |
|-----|-------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| アイ  | 株式会社・有限会社<br>(会社法参照)                      | 「代表取締役」及び「麻薬に係る業務を行う取締役」全員                   | 取締役全員                       |
| ア   | 合名会社(会社法参照)                               | 社員全員                                         | 社員全員                        |
| アイ  | 合資会社(会社法参照)                               | 「代表者」、「無限責任社員」全員、及び「有限責任社員のうち麻薬に係る業務を行う社員」全員 | 社員全員                        |
| アイ  | 合同会社(会社法参照)                               | 「代表者」及び「麻薬に係る業務を行う社員」全員                      | 社員全員                        |
| アイ  | 一般社団法人・一般財団法人<br>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律参照) | 「代表理事」及び「麻薬に係る業務を行う理事」全員                     | 理事全員                        |
| ア   | 社団法人・財団法人<br>(旧民法法人)                      |                                              | 理事全員                        |
| アウ  | NPO法人(特定非営利活動促進法参照)                       | 定款で麻薬に係る業務を行わないと定めた理事を除いた理事全員                | 理事全員                        |
| エ   | 学校法人(私立学校法参照)                             | 「理事長」及び「麻薬に係る業務を行う理事」全員                      |                             |

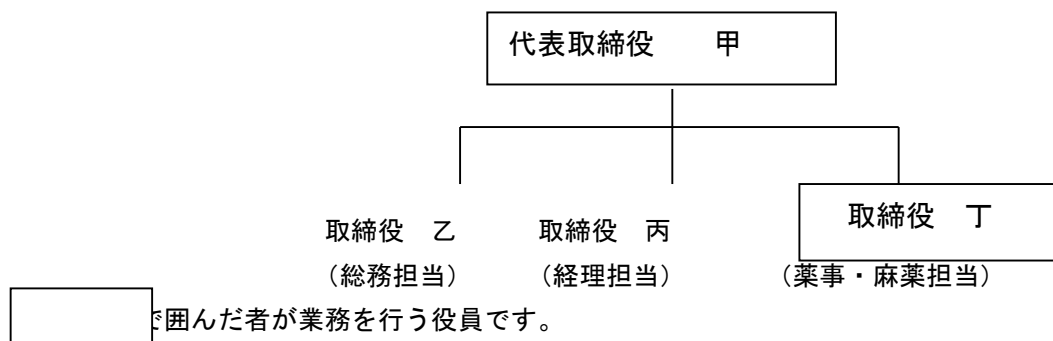
- ⑨ 「業務を行う役員」は、組織図（法人（法人の代表者）が、当該法人の役員のうち誰が業務を行う役員であるかを証明した書類。）で確認するので、申請者が法人の場合は、例えば役員が代表者一人しかいない場合であっても添付すること。なお、「業務を行う役員」が確認できる内容の書類であれば、名称等は問わないものとする。
- また、登記簿謄本（全部事項証明書）、定款等の添付は要しないが、これらを添付した場合であっても、組織図は添付すること。ただし、この場合であっても役員全員が「業務を行う役員」であるときは、この限りでない。
- ⑩ 診断書は、原則として発行後１ヶ月以内を目安とする。（指導事項）
- ⑪ 添付書類については上記⑥のとおり原則として省略は認められないが、同じ申請者が、複数の営業所について同時に申請する場合（更新申請を含む。）の診断書（法人のときは組織図及び診断書）については、一方に原本が添付されていれば他方はその写しでも差し支えない。ここでいう「同時に申請する場合」とは、同時に薬務課に提出された場合（郵送の場合は同封されたとき）をいう。なお、添付した写しには、どの書類に原本が添付されているか記載すること。（指導事項）
- ⑫ 申請手数料は、千葉県収入証紙１６，６００円分を貼付して納めること（取扱場所：県庁中庁舎地下売店、県保健所（地域保健センター）、各市町村役場等）。
- ⑬ 開設者個人又は法人の役員が罰金以上の刑に処せられ、執行の終了日（罰金の場合は納付日、執行猶予の場合は猶予期間満了日）から３年経過していない場合は、欠格事項に該当する。この場合は、欠格事項に該当したことに対する再発防止の意思及び反省の程度等により免許の判断をするため、申請書の該当箇所を「あり」とし、通常の申請書類のほか、罪、刑、刑の確定年月日、その執行が終了等した年月日、経緯、事実等、及び再発防止等についての誓約を記載した「誓約書」等を添付すること。（審査基準）
- ⑭ 精神機能の障害について、「専門家による判断が必要」と診断された場合は、業務への支障の有無により免許の判断をするため、専門医（精神科医、心療内科医等）が現在の症状、治療、業務への支障の有無等を診断し、診断書に記載すること。（審査基準）
- ⑮ 麻薬保管庫が業務所内に設置されているか、麻薬保管庫としての要件に耐えられる設備を確認するため、申請書には、業務所の平面図及び麻薬保管庫の立体図も添付すること。（指導事項）（保管方法については、「１ 管理及び保管」参照。）
- ⑯ 麻薬卸売業者における麻薬保管庫は、次の基準を満たしたものか、同等程度と認められるものであること。なお、新規申請の場合には、麻薬保管庫がこの基準を満たしているかどうか確認するため、申請書類提出後から免許までの間に県職員が現地調査する場合がある。（審査基準。昭和56年8月14日 薬発第780号）
- ア 常時監視のできる警備体制が具備されていること。
- イ 人目につかない非常ベルの装置があること。
- ウ 天井の高さは１８０センチメートル、床面積は３・３平方メートル以上であること。
- エ 天井及び壁は原則として鉄筋コンクリートで、厚さは２０センチメートル以上であること。
- オ 出入口に鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは９センチメートル以上で内部に不燃材料をつめてあること。
- カ 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分講ずること。

## 手続き 麻薬卸売業者免許申請（申請書類一覧）

- ・【別記様式 1－4】麻薬卸売業者免許申請書
- ・組織図（申請者が法人の場合のみ必要。法人の役員のうち、業務を行う役員を指定した組織図。記載例参照。記名押印不要）
- ・【別記様式 2】診断書（原則 1 ヶ月以内のもの。申請者が法人のときは、代表者（代表取締役等）及び業務を行う役員のもの）
- ・業務所の平面図（麻薬保管庫の位置を図示すること。）
- ・麻薬保管庫の立体図

※組織図の記載例（記名押印不要）

例 1 株式会社 A（取締役 4 人）で、業務を行う役員が 2 名の場合の組織図。



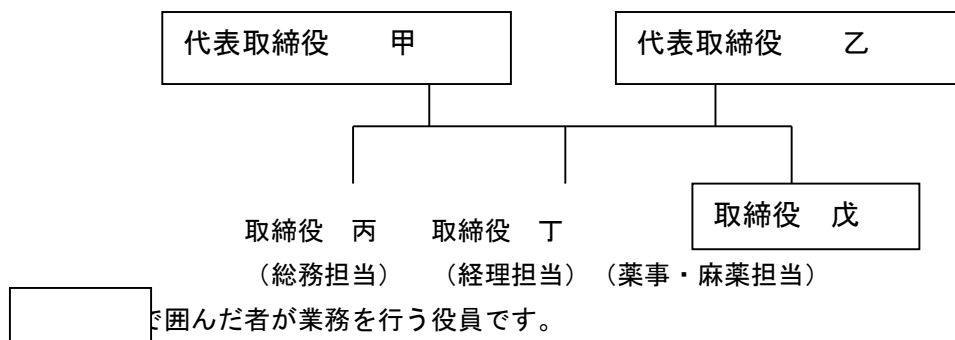
令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 A

代表取締役 甲

例 2 株式会社 B（取締役 5 人）で、業務を行う役員が 3 名の場合の組織図。

※法人の代表者は必ず業務を行う役員となる



令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 B

代表取締役 甲

例 3 株式会社 C（取締役 4 人）で、業務を行う役員が 3 名の場合の組織図

次の○の者が業務を行う役員である。

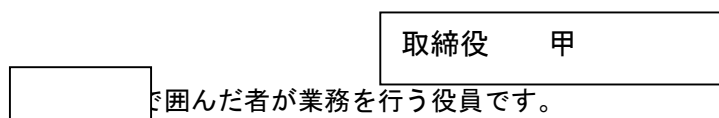
|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 代表取締役 会長     | 甲 | ○ |
| 代表取締役 社長     | 乙 | ○ |
| 取締役（経理担当）    | 丙 |   |
| 取締役（薬事・麻薬担当） | 丁 | ○ |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 C

代表取締役 甲

例 4 有限会社 D（取締役 1 人のみ）の場合の組織図



令和〇〇年〇〇月〇〇日

有限会社 D

取締役 甲

## 2. 免許証の記載事項の変更及び役員の変更

第9条 麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があったときは、すみやかに免許証を書き替えて当該麻薬取扱者に交付しなければならない。

### 【施行規則】

第1条の4 麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があったときは、新たに役員となった者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。

- ① 免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に免許証を添付して届け出なければならない。届出後、書き替えた免許証が交付される。（例：開設者の住所又は氏名（法人のときは所在地又は名称）の変更、営業所の名称の変更）
- ② 開設者が変更した場合や、業務所が移転した場合には、麻薬卸売業者免許については新規での申請が必要となる。
- ③ 届出書には、開設者が個人の場合には個人の署名又は記名を、法人の場合には、法人名及び代表者の記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ④ 市町村等の合併、併合、分割、区画整理等に伴って免許証の記載事項に変更が生じた場合には、変更届の提出は必要ない。ただし、変更届の提出を妨げるものではない。（昭和29年6月29日 薬収第464号）
- ⑤ 法人の役員（代表者含む。）のうち、その業務を行う役員に変更があった場合には、組織図及び新たな役員の診断書を添付し、届出すること。なお、その他の役員に係る変更の場合には、届出は必要ない。（「1. 免許申請」参照）
- ⑥ 免許証の記載事項に変更が生じたが、免許証を紛失している場合は、免許証の再交付申請を併せて行うこと。（「3. 免許証の再交付」参照）

### 手続き 免許証記載事項変更届

- ・【別記様式5-2】麻薬卸売業者免許証記載事項変更届
- ・麻薬取扱者免許証の原本（免許証記載事項の変更の場合）

### 手続き 役員変更届

- ・【別記様式3】麻薬卸売業者役員変更届
- ・変更後における役員の業務分担を示す組織図
- ・【別記様式2】新たな役員の診断書

### 3. 免許証の再交付

第10条 麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に、都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

第75条 第10条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

- ① 麻薬卸売業者は、免許証をき損し、または亡失したときは、15日以内に免許証の再交付申請をしなければならない。
- ② 紛失の場合は、業務所、自宅等を搜索し、調査を尽くした上で再交付申請を行うこと。（指導事項）
- ③ 免許証をき損した場合で申請が必要になるのは、知事印の箇所が破損した場合や、免許証に記載された文字が相当程度に損傷し、判読不能になるなど、社会通念上、免許証としての性質が著しく損なわれるような事由のあった場合である。（審査基準）
- ④ 申請書類には、開設者が個人の場合には個人の署名又は記名を、法人の場合には法人名及び代表者の記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ⑤ 申請手数料は、千葉県収入証紙3, 200円分を貼付して納めること。（取扱場所：県庁中庁舎地下売店、県保健所（地域保健センター）、各市町村役場等）
- ⑥ 免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を都道府県知事に返納しなければならない。この手続きについては、第8条（「4. 免許の返納」参照）の場合と同様である。
- ⑦ 免許証の記載事項に変更が生じたが、免許証を紛失している場合は、免許証記載事項変更届と併せて申請手続きを行うこと。（「2. 免許証の記載事項の変更及び役員の変更」参照）

#### 手続き 免許証再交付申請

- ・【別記様式6-2】麻薬卸売業者免許証再交付申請書
- ・麻薬取扱者免許証（き損の場合のみ）

### 4. 免許の返納

第8条 麻薬取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

第75条 第8条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

- ① 免許の有効期間が満了したときは、15日以内に免許証を返納しなければならない。
- ② 届出書には、開設者が個人の場合には個人の署名又は記名を、法人の場合には法人名及び代表者の記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ③ 免許の有効期間満了により免許が失効し、麻薬卸売業者でなくなった場合には、別に免

許が失効した場合の手続きを行わなければならない。（「6. 免許が失効した場合等の措置」参照）

- ④ 免許の有効期間内に、麻薬の取扱いの取り止め、開設者の死亡、吸収合併による法人解散等の理由により、麻薬に関する業務を廃止した場合には業務廃止の手続きとなる。（「5. 業務廃止」参照）

#### 手続き 免許証返納届

- ・【別記様式4－2】麻薬卸売業者免許証返納届
- ・麻薬取扱者免許証の原本（有効期間の満了したもの）

## 5. 業務廃止

第7条 麻薬取扱者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬業務所における麻薬に関する業務を廃止したときは、15日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、麻薬取扱者が第3条第2項各号の資格を欠くに至った場合に準用する。

3 麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代って相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、15日以内に、都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第3項の規定に違反したとき

- ① 麻薬卸売業者が、麻薬の取扱いの取り止め、開設者の死亡、吸収合併による法人解散等の理由により、免許の有効期間内に麻薬に関する業務を廃止したときは、その事由が生じた日から15日以内に届出をしなければならない。
- ② 麻薬卸売業者が個人の場合で、その者が死亡したときは、その相続人が届出をする必要がある。
- ③ 麻薬卸売業者が法人の場合で、その法人が解散したときは、その法人の清算人又は破産管財人が届出をする必要がある。なお、その法人が合併により解散したときは、合併後存続する法人の代表者、又は合併により設立された法人の代表者が届出をすることとなる。
- ④ 届出書には、開設者が個人の場合には個人の署名又は記名を、法人の場合には法人名及び代表者の記名をすること。なお、押印は不要とする。
- ⑤ 業務廃止により免許が失効し、麻薬卸売業者でなくなったときには、免許が失効した場合の手続きとして、「免許の失効時所有麻薬届」を提出するとともに、麻薬の在庫がある場合は、「麻薬廃棄届」または「免許失効による麻薬譲渡届」を併せて提出しなければならない。（「6. 免許が失効した場合等の措置」参照）

### 手続き 麻薬業務廃止届

- ・【別記様式4-2】麻薬卸売業者業務廃止届
- ・麻薬取扱者免許証の原本（有効期間の満了していないもの）

## 6. 免許が失効した場合等の措置

第36条 麻薬営業者は、その免許が効力を失ったとき（麻薬営業者の免許が効力を失った場合において、引き続きその者が麻薬営業者となったときを除く。）は、15日以内に、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない者については、これらの者が届出事由の生じた日から50日以内に、同項の麻薬を麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬がジアセチルモルヒネ等である場合には、麻薬研究施設の設置者

に限る。)に譲り渡す場合(麻薬卸売業者にあつては、当該失効した免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。)に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第12条第1項、第24条第1項及び第26条第3項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第12条第1項及び第28条第1項の規定を適用しない。

3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から15日以内に、都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代って相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第2項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の麻薬の所持について、準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(10) 第36条第1項若しくは第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出に当たり、虚偽の届出をしたとき

第71条 第36条第1項若しくは第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

① 業務廃止、有効期間満了等により免許が失効し、麻薬卸売業者でなくなった場合には、現に所有している麻薬の品名及び数量を、都道府県知事に、届出事由の生じた日から15日以内に届け出なければならない。

② 有効期間満了後も引き続き麻薬の取扱いを継続するため、有効期間満了前に免許の更新手続きを行った場合には、この手続きは要しない。

③ 第36条第1項により届出をしなければならない者(上記①に該当する者)は、50日間に限り麻薬を所有でき、その間に業務所が所在していた都道府県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に対してのみ譲渡できる。

また、かかる譲渡を行った者は、その麻薬の品名および数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名または名称および住所を、譲渡の日から15日以内に届け出なければならない。

#### 手続き 免許の失効時所有麻薬届

- ・【別記様式18】免許の失効時所有麻薬届

#### 手続き 免許失効による麻薬譲渡届

(免許失効時に在庫の麻薬があつて、それを譲渡する場合のみ)

- ・【別記様式19】免許失効による麻薬譲渡届

## 第4 監督

第50条の38 都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を収去させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第54条

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

5 麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法、若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反する罪若しくは医薬品医療機器等法に違反する罪※1、刑法第2編第14章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う。

- ① 千葉県においては、県職員が、随時麻薬業務所の立入検査を実施している。
- ② 麻薬取扱者については、法律上、麻薬の取扱いについて必要な各種の義務が課されているが、これらの遵守の状況について必要な調査、指導を行うため立入検査を行うものである。
- ③ 具体的には、麻薬取扱者免許証、帳簿の記載状況、麻薬の保管状況、その他麻薬の取扱いに関する事項について検査する。
- ④ 麻薬の立入検査に併せて、向精神薬、覚醒剤原料等の取扱いについても立入検査を行う場合がある。

※1：医薬品医療機器等法第八十三条の九、第八十四条第九号（名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項からみて医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証を受けた医薬品又は外国において、販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置を含む。以下この項において同じ。）をすることが認められている医薬品と誤認させる物品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列をする行為に係るものに限る。）、第十九号（医薬品医療機器等法第五十五条の二の規定に係る部分に限る。）、第二十一号、第二十七号（医薬品医療機器等法第七十条第一項に係る部分については、医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に係る部分に限る。）及び第二十八号、第八十五条第六号、第九号及び第十号、第八十六条第一項第二十五号及び第二十六号並びに第八十七条第十三号（医薬品医療機器等法第六十九条第四項及び第六項（医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する模造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係る部分に限る。）並びに第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第十五号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。

## 第5 Q & A

### 問1 県内で麻薬卸売業者免許を受けた営業所を移転するが、どのような手続きが必要か？

(回答)

営業所が移転する場合、医薬品卸売業許可と同様に、麻薬卸売業者免許についても免許が失効することになるので、新しく開設する営業所については新規申請をする必要があります。

また、閉鎖する営業所については、「麻薬業務廃止届」の手続きが必要です。さらに、「免許の失効時所有麻薬届」を提出するとともに、麻薬の在庫がある場合は「免許失効による麻薬譲渡届」を併せて提出してください。

なお、新規申請をする場合、事前に申請した上で、移転先の医薬品卸売業許可の有効期間の始期に合わせて、麻薬卸売業者免許を受けることは可能です。

また、開設者が変更した場合も、この手続きとなります。

(法第3条第1項、法第7条第1項、法第36条第1項、第2項、第3項)

### 問2 譲渡証に押印する印は、麻薬卸売業者が法人の場合、法人の代表者印でなければならないか。

(回答)

麻薬卸売業者が法人の場合、麻薬譲渡証には、原則として法人の代表者印を押印しなければなりません。ただし、麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

### 問3 モルヒネ塩酸塩水和物原末5gを誤って床に落とし、飛散させてしまった。急いで回収したが、一部は回収できなかった。この場合、どのような手続きが必要か？

(回答)

回収できた分については、汚染されているため使用できないことから、麻薬廃棄届を提出し、県職員の立会いの下で廃棄することとなります。回収できなかった分については、別途麻薬事故届を提出してください。(法第29条、法第35条)

### 問4 「コデインリン酸塩100倍散」の取り扱いはどうすべきか？

(回答)

コデインリン酸塩100倍散については、麻薬として保管する必要はなく、一般薬として取り扱って差し支えありません。(指導事項 平成4年6月16日 薬発第543号)

### 問5 営業所を閉鎖する場合の手続きはどうしたらよいか？

(回答)

麻薬卸売業者免許については、業務廃止の手続きとなります。

また、業務廃止によって麻薬業務所ではなくなるので、「免許の失効時所有麻薬届」を提出してください。なお、在庫の麻薬がある場合には、麻薬卸売業者免許が失効してから50日以内に、「麻薬廃棄届」による廃棄をするか、県内の麻薬取扱者へ「免許失効による麻薬譲渡届」の手続きにより譲渡しなければなりません。

在庫があってそれを廃棄する場合には急を要するので、事前に薬務課まで問い合わせてください。

なお、開設者個人の死亡により業務を廃止した場合や開設法人が吸収合併や解散した等の理由により業務を廃止した場合にも、同様の手続きとなりますが、その場合の届出義務者は

相続人又は経営承継者、破産管財人等となります。（法第7条、法第36条）

**問6 開設者が法人の場合で、役員が変更した場合の手続きは何か？**

（回答）

麻薬及び向精神薬取締法に係る業務を行う役員に変更があったときは、届出が必要となります。（規則第1条の4）

なお、それ以外の業務を行う役員を変更した場合には、これまで同様手続きは必要ありません。

**問7 麻薬保管庫を増設したり、交換したりした場合の手続きは何か？**

（回答）

麻薬保管庫を増設したり、交換したりする場合の手続きは特に必要ありません（届出等は不要）が、設備基準、指導事項等については既存の麻薬保管庫と同様です。（法第34条）

**問8 開設者が社団法人から一般社団法人に移行したが、手続きはどのようにしたらよいか。**

（回答）

社団法人・財団法人については、従前は民法の規定により監督官庁の許認可等を受けて設立されていましたが、このような旧民法法人にあっては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行に伴い、一般法人又は公益法人へ移行することとなります。

登記上は「解散・設立」という手続きを踏みますが、実際に法人の解散・設立をするわけではなく、あくまで形式的な手続き上の行為です。従って、法人の名称等は変更されますが、法人としては同一の法人格を持って存続することになります。

以上のことから、麻薬小売業者免許については、法人の名称変更による免許証記載事項変更届の手続きとなります。（法第9条、内閣府公益法人 information 参照）

**問9 使用期限の無い麻薬については、いつ廃棄したら良いのか。**

（回答）

製造から3年を経過しても性状・品質の安定しているものは、使用期限の表示がありません。したがって、品質保証期間等についてはメーカー等に問い合わせてください。（指導事項 昭和55年9月26日 厚生省告示第166号）

**問10 業務廃止の手続きをしたいが、免許証を紛失した場合はどのようにしたらよいか。**

（回答）

業務廃止届には免許証の原本を添付することとなっていますが、添付すべき免許証を紛失した場合には、業務廃止届の余白に「免許証紛失」と記載して提出してください。なお、免許証が発見された場合には速やかに返納してください。（法第7条）

**問11 取引先の医療機関が医療法人化によって業務所の名称を変更したが、麻薬取扱者免許証の記載事項変更の手続きがされていない。この場合に、麻薬を譲渡しても問題ないか。**

（回答）

麻薬取扱者免許は、その記載事項に変更があっても免許は有効ですので、麻薬を譲渡する

ことは差し支えありません（ただし、麻薬小売業者の業務所移転・開設者変更、麻薬管理者の業務所変更等免許が当然に失効する場合は除きます）。

なお、病院勤務の麻薬施用者が診療所等を開業し、記載事項に変更があった場合も同様の考え方となります。（法第3条、第9条）

**問12 問11の場合で、麻薬を譲渡するときの譲渡証・譲受証の記載はどうしたら良いか。**

（回答）

記載事項変更の手続きは、あくまでも「変更後」に届出を行う必要があるものですので、麻薬を譲渡する時点で業務所の名称等が変更になっているのであれば、譲渡証・譲受証には変更後の名称を記載してください。

## 問い合わせ先

| 名 称                  | 郵便番号     | 所 在 地                                  | 電話番号           |
|----------------------|----------|----------------------------------------|----------------|
| 千葉県健康福祉部薬務課<br>麻薬指導班 | 260-8667 | 千葉市中央区市場町 1 - 1                        | 043 (223) 2620 |
| 習志野保健所               | 275-0012 | 習志野市本大久保 5 - 7 - 1 4                   | 047 (475) 5151 |
| 市川保健所                | 272-0023 | 市川市南八幡 5 - 1 1 - 2 2                   | 047 (377) 1101 |
| 松戸保健所                | 271-8562 | 松戸市小根本 7                               | 047 (361) 2121 |
| 野田保健所                | 278-0006 | 野田市柳沢 2 4                              | 04 (7124) 8155 |
| 印旛保健所                | 285-8520 | 佐倉市鎬木仲田町 8 - 1                         | 043 (483) 1133 |
| 香取保健所                | 287-0001 | 香取市佐原イ 9 2 - 1 1                       | 0478 (52) 9161 |
| 海匝保健所                | 288-0812 | 銚子市清川町 1 - 6 - 1 2                     | 0479 (22) 0206 |
| 八日市場地域保健センター         | 289-2144 | 匝瑳市八日市場イ 2 1 1 9 - 1                   | 0479 (72) 1281 |
| 山武保健所                | 283-0802 | 東金市東金 9 0 7 - 1                        | 0475 (54) 0611 |
| 長生保健所                | 297-0026 | 茂原市茂原 1 1 0 2 - 1                      | 0475 (22) 5167 |
| 夷隅保健所                | 299-5235 | 勝浦市出水 1 2 2 4                          | 0470 (73) 0145 |
| 安房保健所                | 294-0045 | 館山市北条 1 0 9 3 - 1                      | 0470 (22) 4511 |
| 鴨川地域保健センター           | 296-0001 | 鴨川市広場 8 2 0                            | 04 (7092) 4511 |
| 君津保健所                | 292-0832 | 木更津市新田 3 - 4 - 3 4                     | 0438 (22) 3743 |
| 市原保健所                | 290-0056 | 市原市五井中央南 1 - 2 - 1 1                   | 0436 (21) 6391 |
| 関東信越厚生局麻薬取締部         | 102-8309 | 東京都千代田区九段南 1 - 2 - 1<br>九段第三合同庁舎 1 7 階 | 03 (3512) 8688 |

## 麻薬のしおり

(卸売販売業用)

平成 24 年 3 月 発行

平成 28 年 8 月 改訂

令和 4 年 4 月 改訂

令和 7 年 1 月 改訂

発 行 千葉県健康福祉部薬務課

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

電話 043-223-2620